

委員長報告

企画財政 委員長報告



委員長 関根 信明

[目 次]

	頁
常任委員会	
企画財政	58
総務県民生活	59
環境農林	60
福祉保健医療	60
産業労働企業	61
県土都市整備	62
文教	62
警察危機管理防災	63
特別委員会	
自然再生・循環社会対策	64
地方創生・行財政改革	65
公社事業対策	65
少子・高齢福祉社会対策	66
経済・雇用対策	67
危機管理・大規模災害対策	67
人材育成・文化・スポーツ振興	68

企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会には、付託案件がなく、所管事務の調査として、「マイナンバーをめぐるトラブルについて」質問が行われました。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、「国は、マイナンバーの情報について秋までに総点検を実施する方針を公表したが、一部の自治体から点検スケジュールについて懸念が表明されている。県としてどのように受け止めているのか」との質問に対し、「具体的な作業手順が示されておらず、現時点で全体の事務量の見通しをつけることは困難である。点検作業は県や市町村に負担が生じることから、できる限り効率的に進められるよう、庁内の関係各課で構成する点検作業ワーキンググループを立ち上げ、連携しながら対応していく」との答弁がありました。

次に、「公金受取口座の登録は、地方税の還付や児童扶養手当の支給など地方自治体で活用できる部分があることから、県として積極的に取り組むべきではないか」との質問に対し、「公金受取口座の登録については、県の公式SNSを通じて『公金受取口座は本人名義』という原則を丁寧に情報発信していきたい。また、子供への給付金については、申請手続の際に、子供本人の口座を必ず登録するよう、重ねて注意喚起するなど、効果的な情報発信について、今後、関係各課と協議していく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、「企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）について」及び「埼玉県ESG債について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

総務県民生活 委員長報告

副委員長 小川直志



〈急施議案〉

総務県民生活委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第84号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

「工事請負契約の変更点は、履行期限の延長のみとのことだが、期限が延びれば費用も増加するはずではないか」との質疑に対し、「導排水路を築造中に、掘進機が地中の障害物に接触し停止したが、築造中の導排水路内部への地下水や土砂の流入防止対策として、地盤を固める必要があった。そのため、緊急的に薬液注入工事や、追加のボーリング調査を行ったが、これらは別途工事を発注している。そのため変更は履行期限の延長のみとなっている」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

委員長 松井 弘



総務県民生活委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案1件及び請願1件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第79号議案について、「これまでの自動車税環境性能割の燃費基準の達成度合いも十分な水準であったと思うが、それを更に引き上げるのはどのような趣旨か」との質疑に対し、「2035年までに国内での新車販売における電動車割合100パーセントという政府目標を達成するため、自動車産業の技術革新等を促していく観点から、全国一律の税制において、段階的に引き上げていくものである」との答弁がありました。

また、「軽油引取税について、今回の改正は、購入予定数量が3キロリットル以下の場合に報告頻度の特例を定めるものになるが、農業の場合、どのくらいの規模が対象となってくるのか」との質疑に対し、「報告頻度を緩和した平成10年度において、免税軽油を利用している事業者のうち、約9割以上は購入数量が3キロリットル以下であり、現在、農業においても、多くの方がこの範囲内である」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。

議請第6号につきましては、請願者9名を追加したい旨の申請が請願者からあり、これを了承し、審査したところであります。

審査におきましては、不採択とすべきとの立場から、「消費税については、社会保障と税の一体改革において、消費税をはじめとする税制抜本改革で安定財源を確保し、社会保障の充実と安定化及び財政健全化の同時達成を目指すため、税率が決定されたものである」等の意見が出され、採決いたしましたところ、総員をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「県庁舎等におけるバリアフリートイレの表記等について」質問が行われました。

その中で、「今後は、バリアフリートイレの機能を分かりやすく表記すべきではないか。また、入札時にバリアフリートイレと表記するように共通認識

を持つべきではないか」との質問に対し、「バリアフリー法に関する国土交通省のガイドラインでは、多機能・多目的等の名称を使用せず、利用対象及び機能をピクトグラム等のみで表示することとしており、県では今後もこのガイドラインに沿った表示をしていく。また、入札時についても多目的といった表示は適切ではないため、使用しないようにしたい」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、県民生活部から「指定管理者に係る令和4年度事業報告書及び令和5年度事業計画書について」、「令和5年度における指定管理者の選定について」、「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画の策定について」並びに「屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

環境農林 委員長報告

委員長 高橋 稔 裕



環境農林委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会には、付託案件がなく、所管事務の調査として、「不法残土等の対策について」質問が行われました。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、「令和3年度に実施された、盛土による災害防止のための総点検後、不法盛土を未然に防ぐことができた件数はどれくらいか」との質問に対し、「土砂条例に関するものは5件である。情報を入手した場合には速やかに、土地所有者に対し悪質事業者の事例を説明し協力を求めるとともに、地元の警察や農業委員会などと連携し対応している」との答弁がありました。

また、「市町村職員に県職員の併任発令を行い、監視、指導を行っているとのことだが、現場におけ

る実効性はどれくらいあったのか」との質問に対し、「本年6月現在、政令市、中核市を除く59市町村358人の市町村職員に併任発令を行っている。不適正な現場への出勤実績は、産業廃棄物などへの対応も含め、令和2年度814回、令和3年度729回、令和4年度676回である。併任職員により迅速な現地確認ができ、適切な初期対応につながっている。今後も、市町村職員に対する会議や研修を実施し、情報を共有することで実効性を高めていきたい」との答弁がありました。

また、「事前に許可申請を行わずに、農地に残土を堆積した場合には農地法違反となる。しかし、関係機関の連携が行われず、被害者である土地所有者が救済されない状況がある。今後、縦割りをなくし、各部局及び関係機関が更なる連携を図らなければ、被害を防ぐことはできないと考えるがどうか」との質問に対し、「不法盛土の防止には、環境部及び農林部のほか、市町村や警察などの関係機関が連携を密にする必要がある。未然防止できた好事例を参考にするとともに、市町村等と情報を共有してしっかりと取り組んでいく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、環境部及び農林部から、それぞれ、「指定管理者に係る令和4年度事業報告書及び令和5年度事業計画書について」、農林部から「令和5年度における指定管理者の選定について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

福祉保健医療 委員長報告

委員長 渡辺 大



福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第80号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「改正条例の施行日はいつか。また、施行日までに、保育士試験における全部免除申請を行った方は何名いるのか」との質疑に対し、「施行日は7月11日を予定している。全部免除については、4月17日から同月27日までの受付期間において、32名から申請があった」との答弁がありました。

次に、「施行日は、こども家庭庁の設置から3か月以上経過することになるが、全部免除の申請者に対して影響はないのか」との質疑に対し、「本改正は所管する府省の変更であり、手数料額に変更はない。また、施行日までの間、解釈上、厚生労働省令を内閣府令と読み替えできることを確認しており、全部免除の申請者に影響はない」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、福祉部及び保健医療部から、それぞれ、「指定管理者に係る令和4年度事業報告書及び令和5年度事業計画書について」、福祉部から「令和5年度における指定管理者の選定について」、保健医療部から「順天堂大学附属病院等整備の進捗状況について」の報告があり種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

産業労働企業 委員長報告

委員長 高木 功 介



産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会には、付託案件がなく、所管事務の調査として、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく営業時間の短縮等の要請に協力した飲食店等を運営する事業者に対して支給された『埼玉県感染防止対策協力金』について」質問が行われました。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、「協力金を受領した後に閉店している飲食店を多く見かけるが、そのような店舗の数を把握しているのか」との質問に対し、「この協力金は感染防止のため営業時間の短縮等の要請に協力した店舗に支給しており、追跡調査は行っていない。しかし、協力金の後期において支給要件の一部にもなっていた彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）では、認証店に対してモニタリング調査を行い、追跡して遵守状況を確認していた。この調査によると認証店約28,000店舗のうち、閉店したとみられる店舗を約1,000店舗確認している。認証店の方が協力金を受給した店舗より多いため、協力金を受給した後に閉店したとみられる店舗は1,000店舗未満ではないかと考えている」との答弁がありました。

また、「この協力金は国の制度として実施したと思うが、次に同じようなことが起きた場合に備え、どこに不備があり、今回の反省をどのように生かしていくかが重要である。2年間続いたこの制度の総括について伺う」との質問に対し、「協力金の制度は基本的に国の基本的対処方針等で定められたもので、県の裁量がほとんどなかったのが実態であった。例えば、後期においてワクチン・検査パッケージ制度を適用した際、協力した飲食店の営業時間をもっと緩和できないかと国に要望したが認められなかった。制度の運用中に感じた点や気付いた点については、既に国へ要望等をしており、今後も気付いた点などがあれば引き続き要望等をしていく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、産業労働部から「指定管理者に係る令和4年度事業報告書及び令和5年度事業計画書について」並びに「令和5年度における指定管理者の選定について」、企業局から「埼玉県南部工業用水道長期ビジョンについて」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

県土都市整備 委員長報告

委員長 杉田茂実



県土都市整備委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会には、付託案件がなく、所管事務の調査として、「県営水上公園の利用許可について」質問が行われました。

質問に当たり、参考人として、公益財団法人埼玉県公園緑地協会の安藤宏理事長の出席を求める動議が出され、採決いたしましたところ、総員をもって可決されましたので、出席を求めることとなりました。その後、参考人をお呼びし質問を行いました。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、「新たな利用条件について、今後、専門家を交え策定していくとのことだが、どのような人選や体制で進めていくのか」との質問に対し、「二つの段階に分けて検討していく。まず、本年9、10月の水着撮影会については、しらこぼと水上公園の許可条件を基本とし、関係法令や条例の遵守項目を追加し、3つの水上公園で統一的に運用していく。次に、令和6年度以降の利用条件については、各方面から提起いただいた論点が多岐に渡っていることから、公共の福祉や法律分野などの専門家を交えて検討していくことを想定している。また、現場に詳しい専門家にもしっかりと話を伺いながら、制度設計を進めていきたい」との答弁がありました。

次に、「今回、埼玉県公園緑地協会のガバナンスに問題があったと感じる。今後、どのような組織体制を構築していくのか」との質問に対し、「短い時間で、迅速に対応していく中で、協会本部と現場の公園管理事務所との間で十分な情報共有がなかった部分や、本部としてのコントロールが至らなかった部分がある。今後は、理事長自らが先頭に立ち、適時適切な情報管理に努めていきたい」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、県土整備部から「埼玉県の治水対策について」、都市整備部から「指定管理者等に係る令和4年度事業報告書及び令和5年度事業計画書について」並びに「令和5年度における指定管理者の選定について」、下水道局から「包括的民間委託に係る令和4年度事業実績及び令和5年度事業計画の概要について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

文教 委員長報告

委員長 鈴木正人



文教委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第81号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「補償基礎額は休業補償等の額の算定基礎になるとのことだが、補償基礎額の改定により、休業補償以外にはどのような種類の補償に影響があるのか」との質疑に対し、「公務災害の補償に関する給付は7種類ある。このうち、休業補償以外としては、傷病補償、障害補償、遺族補償及び葬祭補償について、補償基礎額を基礎として補償額が算出されるため影響がある」との答弁がありました。

また、「補償基礎額及び介護補償の額の改定は施行日が公布の日からとなっているが、公布の日より前にけがをした場合、改正前の基準額が適用されるのか」との質疑に対し、「政令の適用日に合わせ、補償基礎額は令和4年4月1日、介護補償の額は令和5年4月1日に遡って、改正後の基準額を適用する」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「教科書の選定に

関わる諸問題について」質問が行われました。

その中で、「国の検定制度の改善が図られるまでは、学校現場では、より高い精度でどの教科書を選ぶべきか慎重に判断し、教育委員会及び事務局では、検定に合格した教科書でも調査研究し、時には不適切と思われる教科書を排除するくらいのリーダーシップが求められると思うが、教育長の所見はどうか」との質問に対し、「教科書は一人一人の子供たちにとって、将来にわたり大きな影響を与える極めて重要なものである。県教育委員会としては、県立学校長に対し、校長の権限と責任において、教科書の調査研究を組織的に行い、生徒の実態を踏まえて適切に選定するよう指導する。その上で、県教育委員会としても、調査研究を行い、その権限と責任において主体的に採択していく。また、市町村立学校においては、教科書の採択権者である市町村教育委員会に対して、その権限と責任に基づき、公正かつ適正な教科書採択が主体的に行われるよう、指導、助言又は援助を行う」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、「指定管理者に係る令和4年度事業報告書及び令和5年度事業計画書について」並びに「令和5年度における指定管理者の選定について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えて、本委員会の報告を終わります。

警察危機管理防災 委員長報告

副委員長 深谷 顕 史



〈急施議案〉

警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、議案2件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第82号議案について、「特定小型原動機付自転車に乗る人に安全講習を行うだけでなく、乗ら

ない人に対して啓発活動を行う考えはあるのか。また、16歳以上が運転できるとのことだが、学校と連携して安全対策を行う考えはあるのか」との質疑に対し、「あらゆる媒体を使い、広く県民に広報啓発、注意喚起を行っていく。また、学校とも連携して広報啓発していく」との答弁がありました。

次に、第83号議案について、「条例では、道路標識等の基準が定められているが、特定小型原動機付自転車が増加されたことにより、道路標識等の変更はあるのか」との質疑に対し、「規制標識等のデザインの変更はないが、特定小型原動機付自転車等を個別に交通規制の対象とする場合や、除外する場合に、『特定原付』等の略称の補助板が新設される」との答弁がありました。

続いて、討論に入りましたところ、第83号議案に反対の立場から、「この条例改正によって、歩行者との接触リスクが高まり、トラブルの増加を助長させることになる。人の命を危険にさらすような規制緩和は認められない」との意見が出されました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採択いたしましたところ、第82号議案については総員をもって、第83号議案については多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

委員長 阿左美 健 司



警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会には、付託案件がなく、所管事務の調査として、「令和元年東日本台風対応に対する検証を踏まえた、令和5年6月2日からの大雨及び台風第2号への対応と課題」について質問が行われました。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、「今回の大雨等について、市町村に対して具体的にどのような支援を行ったのか」との質問に対し、「大雨の前日から、気象台等と連携し説明会を開催したほか、災害発生後は、災害救助法を適用した2市1町へのリエゾンの派遣や、避難指示を発令した6市への職員の派遣等を行い状況を聴取した。また、災害救助法適用により発生する事務手続や住家被害認定調査に関する説明会を開催した」との答弁がありました。

次に、「令和元年東日本台風対応の検証も踏まえ、今回の大雨等への対応に関する課題と今後の対策について伺いたい」との質問に対し、「検証結果を踏まえ、繰り返し対応の見直しを行ってきたが、なお情報収集が課題である。市町村は、災害対応に追われ、被害情報の報告が少なくなりがちである。県としては災害の規模感を把握することが重要であると考えているため、市町村に対し、たとえ概数であっても迅速に被害情報を報告する重要性を理解いただけるよう努めたい。今回の災害を教訓に、県庁内や市町村と検証結果を共有し、国とも連携を図りながら災害に備えていく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、警察本部から「サイバー空間における脅威情勢と対策」について、危機管理防災部から「指定管理者に係る令和4年度事業報告書及び令和5年度事業計画書について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

自然再生・循環社会対策 特別委員長報告

委員長 内 沼 博 史



自然再生・循環社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」であります。今回は、「河川環境の保全・共生について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「SAITAMAリバーサポーターズプロジェクトについて、今後どのような取組で個人サポーターを増やしていくのか」との質問に対し、「現在、県のSNSやポータルサイト上で川に関するイベントやコラムを発信している。日頃から川に行く機会のある方を対象として、令和4年度は『リバチャリ』と『リバ犬』の取組を行い、サイクリングのツアーイベントや犬のフォトコンテストを開催した。今年度は、鉄道利用者向けの『リバ鉄』や、ハイカー向けの『リバハイク』などの取組を行い、個人サポーターを増やしていきたい」との答弁がありました。

次に、「合併処理浄化槽への転換は急務だが、転換が進んでいない箇所については今後どのように進めていくのか。また、農業集落排水施設の統廃合と公共下水道への接続について、現在の検討状況と今後の計画を伺いたい」との質問に対し、「合併処理浄化槽への転換については、敷地が狭く工事が困難な案件や高齢者の方で転換をちゅうちょする案件などが残されている。引き続き、環境への影響と補助制度について説明し、転換を進めていきたい。また、農業集落排水施設の統廃合を行ったものが2件、公共下水道へ接続したものが14件と、既に取り組んでいる。今後は、令和31年度までに統廃合と公共下水道への接続を合わせて、33件着手する計画である」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

地方創生・行財政改革 特別委員長報告

委員長 永瀬 秀樹



地方創生・行財政改革特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革、県庁舎の建替え等及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」であります。今回は、「地方分権改革について」及び「魅力ある地域づくりについて」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「県から市町村への権限移譲について、マンパワーに限りのある小規模な市町村では、自治体連携、共同処理の促進が必要になるが、実際には一部事務組合等の検討はハードルが高い。小規模自治体に対して、どのように支援を行っているのか」との質問に対し、「県では広域連携等に取り組む自治体に対して、ふるさと創造資金を利用した財政的な支援を行っている。また、一部事務組合等の広域連携の手續に関するノウハウを有しており、市町村からの相談などに適切に対応している」との答弁がありました。

次に、「移住促進イベント等の取組が実際に移住者の増加に結び付いているか効果検証は行っているのか」との質問に対し、「移住・定住については、プロモーション施策のみならず、仕事の創出、子育て支援、まちづくり等の総合的な施策の成果であるため、個別の施策の直接的な効果を検証するのは難しい。しかし、効果検証は重要であるため、今回の取組についても、アンケート調査など、可能な方法で検証に努めていく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げますが、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革、県庁舎の建替え等及び

情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

公社事業対策 特別委員長報告

委員長 松澤 正



公社事業対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」であります。

初めに、今年度の年間テーマ及び審査対象公社について協議し、「公社における改革の取組について」をテーマとして、関連する公社を審査することに決定いたしました。

今回は、「県の公社指導について」並びに年間テーマに係る審査対象公社として、「公益財団法人埼玉県産業文化センター」、「公益財団法人埼玉県産業振興公社」及び「公益財団法人埼玉県下水道公社」の審査を行ったところであります。

審査に当たりましては、執行部及び各公社から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、県の公社指導について、「各指定出資法人の数値目標の設定の仕方が硬直化している印象を受けるが、今後、県はどのように指導していくのか」との質問に対し、「DXの推進などにより生産性の向上や経営の効率化を図り、例えば、中期経営計画のほかに、年度ごとに定める事業計画において数値目標を策定するなど、指導監督を行う立場から更なる経営改革に取り組む」との答弁がありました。

次に、公益財団法人埼玉県産業文化センターについて、「中期経営計画の中で、先端産業と伝統文化の融合についての具体的な取組として、デジタルアートイベントやVRの活用などが示されている。本年度が中期経営計画の最終年度に当たるが、どの

ように実現していくのか」との質問に対し、「VR空間で活動する『アバター』が動画サイトなどで発信する『V Tuber』の活用など、計画の実現に向けて様々な取組を行っている」との答弁がありました。

次に、公益財団法人埼玉県産業振興公社について、「経営・技術相談件数や創業件数などの経営指標達成に向けて、アウトリーチ型で支援を行うのか」との質問に対し、「経営指標は、基本的にはコロナ禍前の実績以上となるよう、高い水準で設定している。アウトリーチ型で積極的に中小企業に出向き、支援していきたい」との答弁がありました。

次に、公益財団法人埼玉県下水道公社について、「常勤職員について、令和4年度及び5年度当初にそれぞれ定数の1割程度の欠員が生じている。欠員の解消や長時間労働の是正などの働き方改革を更に進める必要があると考えるが、どのように取り組んでいくのか」との質問に対し、「電気職や機械職の欠員が顕著であるため、学校訪問やインターンシップなどにより、工業系の公立高校や大学とのパイプを強化していく。県と連携し公社の良さや仕事のやりがいをPRして応募者の増加につなげていきたい。また、長時間労働の是正については、繁忙期における業務の分担や、DXの推進により業務のデジタル化を進め対策を講じたい」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」につきましても、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

少子・高齢福祉社会対策 特別委員長報告

委員長 横川 雅也



少子・高齢福祉社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「少子・

高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用及び新型コロナウイルス感染症に関する総合的対策」であります。今回は、「障害者への支援について」及び「新型コロナウイルス感染症への対応状況」について審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「手話通訳者を増やすために、養成講座や処遇面の改善についてどのように考えているのか。また、派遣をスムーズに行うために電子申請の導入が必要ではないか」との質問に対し、「養成講座については、仕事を続けながら受講できるように、毎年度、昼と夜の2コースを設けて実施している。また、最終合格に至っていない方に対して、特別講座を設けて支援している。処遇面については、正規雇用を進めることが重要と考える。市町村会議等において、正規雇用を行っている市町村の取組を紹介していきたい。また、電子申請についても、申込の利便性が高まることから、市町村に周知していきたい」との答弁がありました。

次に、「障害者手帳について、身体障害者と精神障害者は国の根拠法があるが、知的障害者の療育手帳については、根拠法がなく、厚生労働省の事務次官通知を根拠としているため、障害の程度、区分については全国一律ではない。他都道府県から本県への転入によって、療育手帳の交付を受けられなくなった事例はあるのか」との質問に対し、「各都道府県で基準を定めているのが実態であり、国に法制化を要望している。本県では、療育手帳の交付対象はおおむねIQ値70以下で運用しているが、このほか、社会生活への適応や介助の状態などを総合的に考慮して判定している。他都道府県では75で交付しているところもあると聞いているが、転入された場合は、他都道府県で作成された判定資料を確認し、原則、交付対象としている」との答弁がありました。

次に、「今後の感染症の流行への備えとして、新型コロナウイルス感染症の知見を生かした検査体制や医療体制に関するマニュアル等はあるのか」との質問に対し、「新型コロナウイルス感染症は8回の感染拡大の波を乗り越えてきており、一定程度の知見が蓄積された。新たな感染症に対する備えとして、

今年度末までに感染症予防計画が改定できるよう準備を進める」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用及び新型コロナウイルス感染症に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

経済・雇用対策 特別委員長報告

委員長 宇田川 幸 夫



経済・雇用対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」であります。今回は、「埼玉県経済の動向と経済・雇用対策について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「価格転嫁の円滑化に向けて、パートナーシップ構築宣言の登録企業に優遇措置を設けたことは、取引の適正化を進める上で有意義であると考えられるが、優遇措置の現状について伺う。また、企業に有利で更に幅広い措置となるよう検討すべきと考えられるかどうか」との質問に対し、「登録を促進するため、令和4年度から県の制度融資で優遇措置を受けられることとした。加えて、今月1日以降に公告する県発注工事の調達において、総合評価方式の評価項目の対象に加えている。また、補助金の審査時に加点措置を行うことが効果的であるため、本年8月から申請の受付をする3つの補助金について加点項目として追加を検討している。他の補助金についても引き続き、優遇措置の拡充を検討していく」との答弁がありました。

次に、「男性の育児休業の課題として、社内でのキャリアがストップしてしまうことや所得の減少などがあるが、どのように解決していくのか」との質問に対し、「男性の育児休業に対するネガティブな意識を変えることが重要である。セミナーの開催や、企業へのアドバイザー派遣などを通じ、経営者の意識改革を促していく。また、取得促進について積極的に取り組んでいる企業を県ホームページで公表し、企業のイメージアップにつなげていく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

危機管理・大規模災害対策 特別委員長報告

委員長 浅 井 明



危機管理・大規模災害対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」であります。今回は、「大規模災害時の対応について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「職員参集支援システムについて、直近の導通試験での回答率が約88%と低い。職員のシステムへの登録自体は任意であるものの、登録した後の回答には責務があると思うがどうか」との質問に対し、「職員自身の安否や参集状況を速やかに確認するという同システムの目的を实效性あるものにするためにも、回答率を100%に近付ける努力をしていく」との答弁がありました。

また、「被災地への物資の支援について、特に輸送の部分が重要と思うが、必要な物資をどのように県民に提供していくのか」との質問に対し、「本県は埼玉県トラック協会と協定を結んでおり、災害時に同協会に要請することで、物資が備蓄してある防災基地等から、各市町村の拠点など指定した場所へ輸送できる仕組みとなっている。そこから、市町村がそれぞれの避難所に必要な数量を展開する」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」につきましても、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

人材育成・文化・スポーツ振興 特別委員長報告

委員長 飯塚 俊彦



人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興に関する総合的対策」であります。今回は、「教育改革について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「埼玉県学力・学習状況調査をC B T化、いわゆる一人一台端末を活用した調査にした目的は何か。また、C B T化の一部実施により明らかになったメリットと課題は何か」との質問に対し、「目的は、より精密なデータの取得、蓄積が可能になることで、エビデンスに基づいた施策の検討や、教員の指導方法の工夫、改善を進め、児童生徒一人一人の更なる学力向上を図るためである。実施したことにより、正確な解答時間の記録ができるようになった。一方で、児童生徒による受検番号の誤入力

や解答データの未送信といった課題が明らかになった。これらについては、教師向けのマニュアルの改訂や、児童生徒向けの新たな注意喚起の方法を検討し、対策を講じていきたい」との答弁がありました。

次に、「今月4日、文部科学省から『初等中等教育段階における生成A Iの利用に関する暫定的なガイドライン』が公表されたが、これを踏まえ、県内の公立小中学校ではどのように生成A Iの活用を進めていくのか」との質問に対し、「生成A Iの仕組みを理解することや、生成A Iを学びに生かす力などを育成することは重要であるが、ガイドラインにも示されているとおり、特に小学生に利用させることには、慎重な対応が必要である。ガイドラインを参考にしながら、取組事例の情報収集を行うとともに、教員研修などを通じ、学校現場で適切な活用ができるよう取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、「特別支援学校高等部において一般就労を希望した生徒の就労率が、この10年間で76.2%から85.9%まで伸びた要因は何か。また、就労後離職してしまう卒業生も多いと聞かすが、どのように対応しているのか」との質問に対し、「法定雇用率の引上げに加え、就労支援アドバイザーの配置や、企業の雇用ニーズを学んだ教員の指導によるものと考えている。また、卒業後3年以内に離職してしまう方が2、3割おり、離職に至らないよう、早期に就労支援センター等への登録を促すことや、職場への定期訪問等を行っている」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興に関する総合的対策」につきましても、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。